国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

廿日

一賀表奏上也

中宮御同車

賀表奏上之事

近衛使

梅渓

右中将通善朝臣

廿一日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿二日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿三日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿四日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿五日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿六日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿七日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿八日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

廿九日

一賀表奉授返給事

口状

今般御同車

以御使被仰

勅諚之事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

十一日

一辞

左近衛大将

左馬寮御監

右闈食

二條

齊敬公

賜

隨身兵仗

右 宣下

齊敬公

一

河内右京大夫

[illegible]

奉願上口上覺

今般爲

御勅使大原左兵衛督度[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

五月

近衛府

河合右近衛長

[illegible]

十二日

一 [illegible]推任

左近衛大将 [illegible] 忠房卿 近衛

[illegible]

[illegible]

十三日

一 [illegible]

河合右近衛長

[illegible]

十四日

一 [illegible]

河合右近衛長

[illegible]

十五日

一 [illegible]

河合右近衛長

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

八月朔日

一 近衛府

七日
一

九日

十日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四八〇

慶應二丙寅年

近衛府御用書記

附傳奏衆議論書留

武宗

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]二両寅年

二月廿五日

一又今年賀茂祭失小勤[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

賀茂及示祭小勤

水口

正六位下右近衛将曹見部宣義清

上田

正六位下右近衛府生源宣衛

調子

従六位上左近衛府生[illegible]奉武顕

三宅

従六位下左近衛将曹源意重

西大将[illegible]

一[illegible]

大[illegible]

一近衛[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

二日

一三日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

十一日

一[illegible]

一日 [illegible]

一二条[illegible]

一日 [illegible]

右[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一来七百六十石

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十八日
一武郁外祖母
外祖母病気ニ
依ニ
俛三十日
服之事
右之通着服
仍而届申上
候以上
三月廿八日
土山右近将曹
武郁
一届之
一陰左大将殿
(俛服)
武之事
大炊御門
大納言殿
一届之
一陰左大将殿
(俛服)
武之事
清閑寺
宰相中将殿

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
871
91

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用